

より良い職場環境づくりに向けて

岩手県労働委員会からのお知らせです。

労働委員会は働いている方や労働組合と会社（使用者）間のトラブルを解決するために国・都道府県に設けられている行政機関です。

岩手県労働委員会では、日々、働いている方、事業主の方、労働組合の方々から様々な労働相談をお受けしています。

その件数は年々増加し、令和5年度には過去最多となる687件の相談が寄せられ、全国でも2番目に多い労働相談件数となりました。令和6年度も多くの相談が寄せられ、過去3番目に多い615件もの相談が寄せられております。

相談内容はパワハラ・嫌がらせ、賃金・手当、退職等が多く、大部分は雇用されている方からの相談です。

新型コロナも経験し、働き方も多様化しています。

ライフステージやライフスタイルに合わせて、希望に応じた多様な働き方ができる環境が求められています。

働いている方、事業主の方による良好な関係をもとに、働きやすい労働環境を整備し、人材の採用・定着につなげていただくよう、今一度基本的なワークルールをご確認願います。

労働委員会では、ワークルールを解説する出前講座も開催しています。

トラブルの未然防止に向けた労働相談もお受けしています。

労働委員会の各種制度をお気軽にご活用ください。



○職員による労働相談

(R7.8.1現在)

◇労働相談なんでもダイヤル



0120-610-797 (ろうどうでくな)

受付時間：平日 8:30~17:00

(令和7年度 9:00~17:00)

◇メールによる相談 右記QRコードからアクセス



○労働委員会委員による無料労働相談会

相談対応者：労働問題に詳しい労働委員会委員【**公益委員**（弁護士、社会保険労務士、大学教授など）、**労働者委員**（労働団体の役員など）、**使用者委員**（会社経営者など）】から各1名ずつ参加し、3人で相談に応じます。

◇月例無料労働相談会（毎月1回開催）

開催日：令和7年 4/24（木）~~5/23（金）~~、6/25（水）~~7/25（金）~~、8/22（金）、9/19（金）、

10/20（月）、11/25（火）、12/19（金）

令和8年 1/23（金）、2/24（火）、3/19（木）

会 場：岩手県労働委員会委員室（朝日生命盛岡中央通ビル3階）他

相談時間：13時~14時45分又は15時~16時45分（1人45分以内）

予約受付：開催日の**前日正午までに予約が必要**。先着2名

◇出前無料労働相談会（原則毎月1回）

(終了しました)

令和7年：5/13（火）盛岡市/夜間、6/1（日）北上市、7/6（日）大船渡市、

8/6（水）北上市/夜間、9/7（日）遠野市、10/5（日）二戸市、

10/8（水）盛岡市/夜間、10/26（日）盛岡市/関係機関と合同、

11/9（日）一関市、12/7（日）宮古市

令和8年：1/17（土）奥州市、2/8（日）盛岡市

※ 時間は、ホームページ等を御確認ください。

予約受付：開催日の**2日前まで（週休日除く）に予約が必要**。先着3名

○出前講座

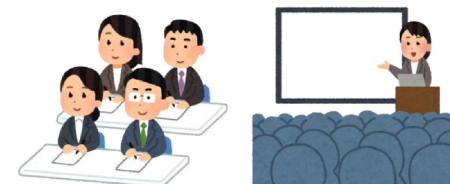
基本的なワークルールの知識などを解説する出前講座を社内研修、職域団体の階層別研修、各種会議などでご活用ください。

目的・御希望に応じてテーマを設定できます。県内であれば、どこでも伺います。講師派遣の費用はかかりません。

《テーマ例》

「基本的なワークルール」、「トラブル事例から学ぶ」、「パワハラ対策」

など



労働委員会事務局HPには
次のような相談事例を掲載しています。 詳細はこちら



賃金関係

- 1 賃金を払ってもらえない。
- 2 未払い賃金があるのに、会社が倒産した。
- 3 仕事が終わらないので自分の判断で残業をしているが、残業代が支払われない。
- 4 残業時間が増えても、定額の残業代しかもらえない。
- 5 退職したら、給料を受け取りに来いと言われた。
- 6 会社の都合で休むのに、給料は満額もらえないのか。
- 7 歩合給制なら、賃金はどれだけ低くても仕方ないのか。
- 8 退職金を減らされた。



解雇・退職関係

- 1 解雇される理由がないのに、突然、解雇すると言われた。
- 2 私傷病を理由とした解雇は問題ないか。
- 3 成績不良を理由とした解雇は問題ないか。
- 4 労働条件の変更に応じないなら、雇止めしてもよいか。
- 5 無期転換の申込みを行ったが、認められないと言われた。
- 6 退職を認めてくれない。
- 7 退職してくれないかと言われた。
- 8 退職の際、同業他社に転職しない旨の誓約書を書かされた。



人事関係

- 1 同期より賃金が低い。
- 2 降格させられた。
- 3 転勤命令は断れないのか。



労働条件・休暇・パワハラ等

- 1 パワーハラスメント（パワハラ）をやめてほしい。
- 2 長時間労働をさせられ、休憩も休日もちんと取れない。
- 3 年次有給休暇を取得させてくれない。
- 4 契約社員でも年次有給休暇は取れるのか。
- 5 退職前に希望どおり年次有給休暇を与えなくてはならないか。
- 6 事故を起こしたら、損害を全額負担しなければいけないのか。
- 7 退職するときは、研修費用を返還しないといけないのか。
- 8 契約時の口約束を守ってもらえるか心配。
- 9 求人票と実際の労働条件が違う。
- 10 労働条件を一方的に変更された。



労働委員会の特色と主な役割

公労使の三者構成
中立・公正

手続
簡易・迅速

行政機関
無料・秘密厳守

1 労働相談への対応

■ 主な相談事例

(労働者から)
突然の解雇、雇止め、配転命令、
給与カット、サービス残業、賃金未払い、
嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など

(使用者から)
退職する社員から金銭を要求された、
労働条件の話し合いが進まない、
突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた など

2 労使トラブルの解決（あっせん）

労使トラブルの解決に向けたあっせん制度もあります。
労働者、使用者双方の主張を伺い、専門的な助言を行う等双方の歩み寄りを図り、問題解決をお手伝いする制度です

知っておきたいワークルール

労働契約を結ぶ際、原則として書面で 明示が必要な事項

- 労働契約の期間
- 契約更新の基準（期間の定めがある場合）
※通算契約期間又は更新回数の上限含む。
- 仕事の場所、仕事の内容（就業の場所・業務の変更の範囲を含む）
- 労働時間、休日・休憩
- 賃金の計算方法、支払いの時期
- 退職、解雇の手続



年次有給休暇

6か月以上継続して働き、8割以上出勤していれば、
正社員、アルバイトの区別なく付与され、利用目的に関わらず取得が可能

勤続期間	6か月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
		6か月	6か月	6か月	6か月	6か月	6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

※ 付与される日数は、週所定の労働日数で決まります。

○使用者は、年次有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければなりません。
ただし、請求された時期に同休暇を与えることが、会社の正常な運営を妨げる場合は、使用者は別の日に同休暇を変更させることができます。（時季変更権の行使）

○使用者は、同休暇日数のうち5日間については、労働者毎に時季を定めて与えなければなりません。（対象：年10日以上同休暇の付与者）



時間外労働の割増賃金

時間外労働の割増賃金

時間外に労働させた場合には、25%以上の割増賃金を支払う。

※時間外労働とは、
法定労働時間（1日8時間、又は週40時間）を超える労働のこと。

深夜労働の割増賃金

深夜に労働させた場合には、25%以上の割増賃金を支払う。

※深夜とは「午後10時から午前5時まで」

※時間外労働の割増賃金とは合算

※労働時間とは、客観的にみて使用者の指揮命令下に置かれている時間です。
作業服への着替えなど業務に必要な時間も労働時間に含まれます。



休憩時間のルール

○1日の労働時間が6時間を超える場合

⇒ 少なくとも45分

○1日の労働時間が8時間を超える場合

⇒ 少なくとも60分

※休憩時間は、労働者が自由に利用できる時間です
（ランチ・睡眠など）

※電話当番などの待機時間（手待時間）は
休憩時間にあたりません



【お問合せ】

岩手県労働委員会事務局

〒020-0021 盛岡市中央通1-7-25

朝日生命盛岡中央通ビル3階

電話019-629-6276、6277（直通）

労働相談なんでもダイヤル

ろうどうでなくな

0120-610-797

【平日 9:00~17:00】

岩手県労働委員会
HPはこちら →

